

平成28年 第31回
美幌町農業委員会総会議事録

平成28年10月25日 1日間 第全号

1 開催日時 平成28年10月25日(火) 午後1時30分から午後2時24分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(19人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
	5番 山谷 朋之君	農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		8番 名古屋繁雄君
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		12番 東 砂裕理君
	13番 影山 秀樹君		14番 加藤 安弘君
農地部長	15番 白石 愛君		16番 松本 訓宜君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	18番 風間 昇君
会長	19番 鈴木 幸往君		

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	高橋 千夏君

議事日程

平成28年第31回美幌町農業委員会総会

平成28年10月25日午後1時30分 開会

日程第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2		諸般の報告について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4		会務報告について
日程第 5	報告第54号	第15回振興部会会議結果報告について
日程第 6	報告第55号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7	議案第102号	美幌町農業農村の活性化推進に関する要望について
日程第 8	議案第103号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 9	議案第104号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 10	議案第105号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日程第 11	協議第12号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について
追加日程第1	協議第13号	農業経営基盤強化促進法に基づく「美幌町農業経営基盤強化促進基本構想」の策定(変更)について

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第31回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号10番 日下委員、同じく議席番11番 秋山委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告2件、議案4件、協議1件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。</p> <p>この中から、札幌市での台風被害に伴う復旧支援要望の内容について報告します。8月に上陸した台風被害への復旧支援につきましては、9月9日にオホーツク農業委員会連合会として、オホーツク総合振興局などに対し、要望書を提出して参りましたが、この度、北海道農政部に対しても復旧支援の要望を行って参りました。農委連からは、前回と同様に小川連合会会長、乾副会長と私の3名が、北海道農政部長と農村振興局長、農業経営局長に対し、台風被害に対する復旧支援について要望書を提出して参りました。</p> <p>北海道としては、道議会に補正予算を提出するなどし、年度内にも対応していきたいとの返答をいただいたところです。この要望書につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。何かご質問ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5、報告第54号「第15回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。

振興部会長	<p>第15回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成28年9月26日。美幌町農業委員会 振興部会長 秋山 稔。美幌町農業委員会会長 鈴木幸往様。記。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 案件 (1)美幌町農業農村の活性化推進に関する要望の策定について 2. 開催日時 平成28年9月26日(月)午後2時45分～午後3時15分 3. 開催場所 別館会議室 4. 出席者 私他計7名 鈴木会長 事務局:中谷総務担当 5. 会議結果 につきましては、事務局より説明をお願いします。
総務担当	<p>会議結果についてご説明致します。(1)美幌町農業農村の活性化推進に関する要望の策定についてですが、要望事項につきまして、継続要請する内容は前回の平成25年要望書からの変更内容等に整合性があるか、こちらを確認して修正したのち、修正後の要望書案を10月の総会に諮る審議をしたところでございます。以上よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第54号「第15回振興部会会議結果の報告について」は承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第6 報告第55号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号50号。</p>
総務担当主査	<p>【報告第55号 内容番号50号 議案をもとに朗読】</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号50号は承認することに致します。</p> <p>報告第55号「農地法第18条第1項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第7 議案第102号「美幌町農業農村の活性化推進に関する要望について」を議題と致します。</p>
総務担当	<p>議案第102号についてご説明致します。先の報告第54号でもお伝えしましたとおり、先月の振興部会で審議しました要望書案について、事務局で修正した後の要望書案を本総会でお諮りするものです。本年4月の改正農業委員会法の施行に伴い、建議という言葉を要望に代えて実施致します。要望書案については、議案7ページから11ページに掲載しておりますとおり、1から3の項目は平成25年に提出した建議書の継続項目であり、4は今般の台風被害に対する新規項目となっております。詳しい内容につきましては、お目を通していただきたく、ここでは項目のみ説明致します。1は、土地改良事業について。2は、担い手対策について。3は、有害鳥獣対策について。4が自然災害への対応についてという要望書になっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>ご異議なしと認め、議案第102号「美幌町農業農村の活性化推進に関する要望について」は適当と認めることに決定致します。</p> <p>なお、承認を頂いた「要望」につきましては、来月の総会終了後に町へ提出致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号221号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第103号 内容番号221号 議案をもとに朗読】</p>
8番	<p>内容番号221号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんが借受している〇〇さんの共有地を今回売買することになったものです。〇〇さんは現在経営規模を縮小し、夫婦二人で営農しておりますが、複数での法人化を目指し取り進めておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号221号は適当と認めます。</p> <p>内容番号222号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第103号 内容番号222号 議案をもとに朗読】</p>
13番	<p>内容番号222号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの離農跡地を売買するものです。受け手の〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、豆類を作付され意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号222号は適当と認めます。</p> <p>内容番号223号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第103号 内容番号223号 議案をもとに朗読】</p>
17番	<p>内容番号223号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの離農跡地を農業公社へ売買し、〇〇さんが公社貸付事業10年で借受するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、かぼちゃ、人参などを作付され意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号223号は適当と認めます。</p> <p>内容番号224号。</p>
総務担当	<p>【議案第103号 内容番号224号 議案をもとに朗読】</p>

4番 内容番号224号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。
この案件は〇〇さんの所有農地を農業公社へ売買し、〇〇さんが公社貸付事業
5年で借り受けるものです。〇〇さんは夫婦二人で小麦、玉ねぎ、にんじんなどを作
付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号224号は適当と認めます。
内容番号225号から226号までは関連がございますので、一括上程致します。

総務担当 【議案第103号 内容番号225号から226号まで 議案をもとに朗読】

4番 内容番号225号から226号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであ
ります。
この案件は、〇〇さんの離農に伴い、公社へ売買する農地以外を賃貸するもので
す。借受する〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、人参などを作付し、また〇〇さんは
家族3人で小麦、玉ねぎ、人参などを作付され、それぞれ意欲的に営農されてお
りますので、よろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号225号から226号は適当と認めます。
内容番号227号。

総務担当 【議案第103号 内容番号227号 議案をもとに朗読】

4番 内容番号227号につきましては、ただいまの説明のとおりであります。
この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ賃
貸料はそのまま、貸付期間を3年に変更し再貸付となったものであります。〇〇さ
んは家族3人で小麦、玉ねぎ、人参等を作付され、意欲的に営農しておりますの
で、よろしく申し上げます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号227号は適当と認めます。
内容番号228号。

総務担当 【議案第103号 内容番号228号 議案をもとに朗読】

4番 内容番号228号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。
この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ前
回と同じ条件で再貸付となったものであります。〇〇さんは夫婦二人で小麦、ビー
ト、人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致し
ます。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号228号は適当と認めます。
内容番号229号。

総務担当 【議案第103号 内容番号229号 議案をもとに朗読】

4番 内容番号229号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。
この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ、
前回と同じ条件で再貸付となったものであります。〇〇さんは夫婦二人で畑作3品
を中心に作付されており、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号229号は適当と認めます。
内容番号230号から231号までは関連がございますので、一括上程致します。

総務担当 【議案第103号 内容番号230号から231号まで 議案をもとに朗読】

15番 内容番号230号から231号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりで
ございます。
この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、
前回と同じ条件で再貸付となったものでございます。〇〇さんは夫婦二人で畑作3
品の他人参などを作付され、意欲的に営農しておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号230号から231号は適当と認めます。
議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長 日程第9、議案第104号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
致します。
内容番号7号。

総務担当主査 【議案第104号 内容番号7号 議案をもとに朗読】

3番 内容番号7号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。
この案件は、〇〇さんが父親の土地を借受け、牛舎を新設するものです。申請地
は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、やむを得ないものであると10月
6日池端委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

	(異議なし)
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。 議案第104号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第10 議案第105号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号26号。</p>
総務担当	【議案第105号 内容番号26号 議案をもとに朗読】
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号26号は適当と認めます。 内容番号27号。</p>
総務担当	【議案第105号 内容番号27号 議案をもとに朗読】
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。 議案第105号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第11 協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	【協議第12号 議案をもとに朗読】
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定いたします。</p>
議長	<p>暫時休憩致します。(14時11分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。(14時14分) お諮りします。早急な審議を要する案件であることから、美幌町農業委員会総会 会議規則第12条第2項の規定により、お手元に配布しております協議1件を追加議 案として日程に追加し、審議致したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、追加議案として審議することに決定致します。

議長

追加日程第1 協議第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想」の策定(変更)について」を議題と致します。

事務局長

協議第13号についてご説明致します。この美幌町農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、昨日24日付で美幌町長より協議の申出がございましたので、今総会の追加議案とさせていただきます中身については参考資料でお配りした新旧対照表を見ていただきたいと思います。

基本構想とは、町が定めており、農業に関する基本的なものを載せているものです。皆さんに特に関係するところでは、いわゆる認定農業者の認定類型を定めているのが、この基本構想でございます。今回の変更内容につきましては、新旧対照表で、向かって左側が新しく変更しようとするもの、右側が従来の方でございます。赤書きで書かれているものが今回変更しようとしているものでございまして、多くは表現の変更や、新たに追加された事項を網羅しているものでございます。その中から特にご説明したいのが、6ページ以降でございます。こちらに皆さんが認定を受けている営農類型が載っています。それぞれ赤書きで書いてあるとおり変更しようとするものです。たとえば、畑作専業Ⅰ型は従来の作付面積は秋まき小麦を15ha、その他馬鈴薯、甜菜、緑肥作物これらで50haとしていたものを、春まき小麦5ha、秋まき小麦10ha、生産方式ではトラクターから始まりまして、このような器具を備えて生産をしていくという目標に代えていくというのが今回の変更協議の趣旨でございます。特に大きく変わっていく部分につきましては、9ページをお開き下さい。9ページから11ページと3営農類型が大きく変わっておりまして、畑作野菜Ⅰ型Ⅱ型Ⅲ型が大きく変わっております。変わった中身につきましては、畑作野菜Ⅰ型が従来は秋まき小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類、人参などを作付して30haを目標とするものでしたが、変更後は面積を50haまで拡大する内容となります。10ページの畑作野菜Ⅱ型につきましても同様に、従来は経営面積を20haとしていたものを、今後は30haに面積を増やしていく。11ページの畑作野菜Ⅲ型も経営面積を今までの10haから20haに拡大していくということが大きな変更点となっております。その他の営農類型につきましては、面積等の変更はございませんが、その生産方式につきまして、普及センター、農協とも協議をした結果、このようなものに変えていくということでございます。今回はこの変更について、農業委員会、農協等の関係機関に意見を聞いて、問題がなければこの基本構想を12月から運用したいということが今回の町からの申し入れでございますので、その内容につきましてご審議頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、協議第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想」の策定(変更)については適当と認めることに決定致します。

議長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第31回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時24分